

分 野	2 住宅・土地、公共工事 (3) 容積率等	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項 目	倉庫建設に係わる建ぺい率・容積率の緩和			
意見・要望 等の内容	建築物の建ぺい率及び容積率は用途・地域毎に定められているが、用地確保が困難でありまた、物流施設の中心となる倉庫建設について建ぺい率及び容積率の緩和を要望する。 倉庫の用に供する建築物については、原則として80%まで緩和して頂きたい。容積率については、当該建築物に適用されうる容積率（上下の幅あり）のうち、最も高い容積率を適用して頂きたい。			
関係法令	建築基準法第52条、第53条		共管	なし
制度の概要	建築物の建ぺい率及び容積率は用途地域の種類毎に定められた数値の中から都市計画で定められている。			
計画等における記載	該当なし			
状 況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☒ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期： ）			
（説明） 建ぺい率規制は、敷地内に一定以上の空地を確保することにより、火災等に対する防災上の安全性と採光、通風等の環境を確保するため定められるものである。また、容積率規制は、基盤施設とのバランスや良好な市街地環境を確保するため、当該地域における土地利用の現状と将来像、道路等の公共施設全体の整備状況や整備計画に応じて都市計画として定めるものである。 建ぺい率規制、容積率規制は市街地における基礎的な社会的ルールであり、倉庫の用に供する建築物について一律に建ぺい率規制・容積率規制の緩和の対象とすることは、市街地の良好な環境の確保や道路等の公共施設とのバランスに支障をきたすことが懸念されるため適当ではない。				
担当局課室 名	住宅局 市街地建築課（連絡先：03-5253-8515）			